

# 輸出酒類販売場における酒類の免税 販売手続の電子化に関する制度概要

令和元年9月  
国 税 庁

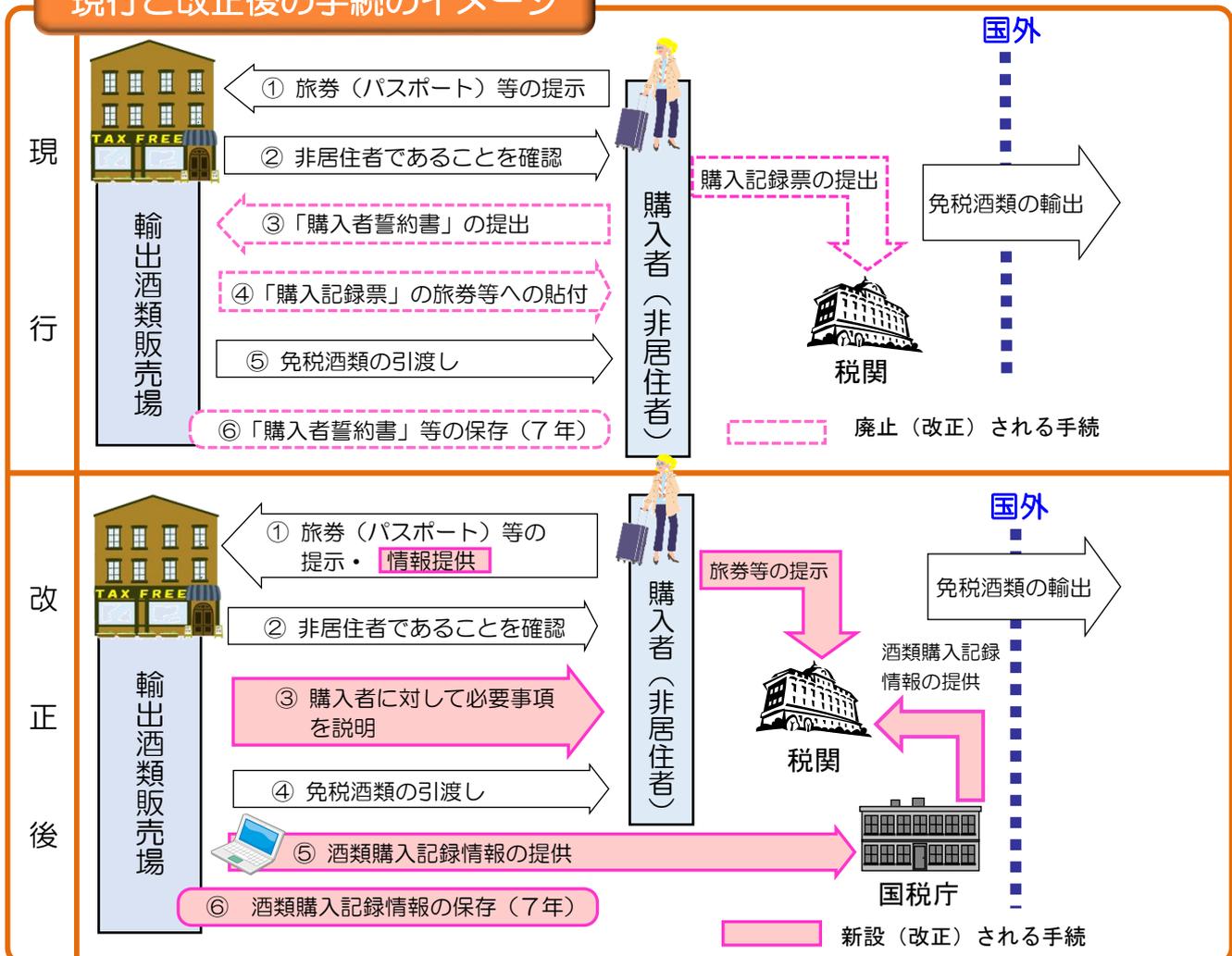
このリーフレットは、平成30年度税制改正により令和2年4月から輸出酒類販売場における酒類の免税販売手続が電子化<sup>(注1・2)</sup>されることに伴い、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の方々が円滑に電子化へ移行できるよう、税務署への届出等の事前手続や酒類購入記録情報<sup>(注3)</sup>の提供方法・提供項目等について説明したものです。

- (注) 1 **輸出酒類販売場を経営する全ての酒類製造者の方が対応する必要があります。**
- 2 令和3年9月30日までは、経過措置として、従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日(令和3年9月30日)までに**免税販売手続の電子化に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできません。**
- 3 酒類購入記録情報とは、購入者(非居住者)から提示された旅券等に記載された情報及び購入された免税酒類に関する情報(税率の適用区分及び区分ごとの数量)を記録した電磁的記録(データ)をいいます。

## 1 免税販売手続の電子化の概要

免税販売手続について、これまで輸出酒類販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報を、電子情報処理組織を使用して(インターネット回線等を通じて電子的に)、遅滞なく国税庁長官へ提供することとされました。

### 現行と改正後の手続のイメージ



## 2 改正後の免税販売手続

### ① 旅券（パスポート）等の情報提供等

改正後の免税販売手続は、まず、①購入者（非居住者）から旅券（パスポート）等の提示を受け、②その旅券等に記載された情報の提供を受けることとされました。提供を受ける情報については、以下のとおりです。



旅券等の情報

- a 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- b 旅券等の種類及び番号<sup>(注)</sup>

**ポイント** これまで購入記録票等を作成するために取得していた旅券等の情報と原則として同様です。

(注) これまで旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、「購入記録票」、「購入者誓約書」に記載する旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書又はその旅券のいずれかの番号とされていましたが、令和2年4月1日以後、旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、「旅券（パスポート）の番号」とされましたのでご注意ください。

### ② 購入者に対する説明義務

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、輸出酒類販売場において免税販売を行う際、購入者に対し、以下の事項（説明事項）を説明しなければならないこととされました。

なお、説明方法は、免税販売の際に購入者に対して説明事項を口頭で説明する方法のほか、例えば、

- ① 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法
- ② 店舗内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法

があります。この①、②のような方法により説明する場合は、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、内容の確認を促す必要があります。

説明事項

- a 免税酒類が輸出するために購入されるものである旨
  - b 本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長<sup>(注)</sup>に所持する旅券等を提示しなければならない旨
  - c 免税酒類を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された酒税額に相当する額を徴収される旨
- (注) 居住者となる際は、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長

### ③ 酒類購入記録情報の提供

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報を、免税販売の際、消費税法に基づく購入記録情報の提供に併せて遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされました。

具体的には、酒類製造者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し（認証の仕組みとして免税販売管理システム専用の電子証明書（クライアント証明書）を活用します。）、酒類購入記録情報をデータで送信することとなります。

なお、酒類購入記録情報を提供するには、あらかじめ輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に対して、その提供方法等を届け出る必要<sup>(注1・2)</sup>があります。

届出書の記載方法は、P3「届出書の記載要領について」をご確認ください。

(注) 1 この届出書は、令和元年10月1日から提出することができます。

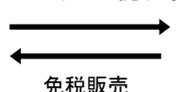
2 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、消費税法に基づく「輸出品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」と租税特別措置法に基づく「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」をそれぞれ提出する必要があります。

なお、それぞれの届出書を同時に提出する場合は、「輸出品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出する税務署に一括して提出することができます。

非居住者



パスポート提示等



免税販売

輸出酒類販売場



酒類購入記録情報

提供（送信）

国税庁



免税販売管理システム



### 3 承認送信事業者について

#### ① 承認送信事業者とは

承認送信事業者とは、消費税法の規定の適用を受け、以下の承認要件を全て満たす事業者（消費税課税事業者に限ります。）で、購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、承認を受けた者をいいます。

承認送信事業者は、以下の酒類購入記録情報を提供するための要件（提供要件）を全て満たすときは、契約を締結した輸出酒類販売場を経営する酒類製造者のために、その酒類製造者が行うべき酒類購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出酒類販売場ごとに行うことができます。

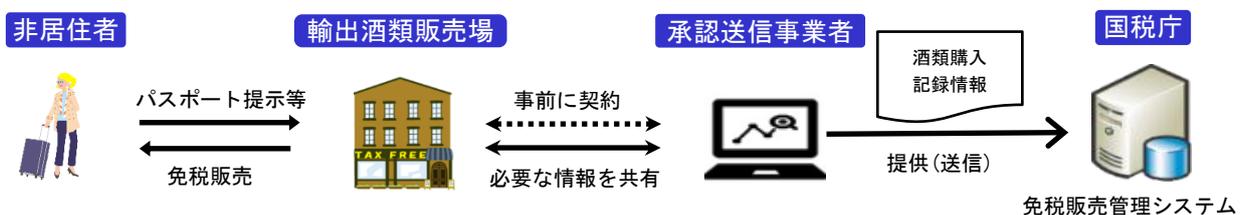
なお、承認申請書は、令和元年10月1日から提出することができます。

申請が承認された場合は、税務署長から、申請のあった事業者に対し、承認に係る通知に併せて、承認送信事業者としての識別符号が通知されます。

承認送信事業者が、契約した輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を提供する場合には、この識別符号を酒類購入記録情報と併せて提供しなければならないこととされました。

<b>承認要件</b>	<p>a 現に国税の滞納（その徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと</p> <p>b 購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること</p> <p>c 輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者（免税手続カウンターを設置することにつき税務署長の承認を受けた者）若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと</p>
<b>提供要件</b>	<p>a 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者<sup>（注）</sup>と承認送信事業者との間において、承認送信事業者がその輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること</p> <p>b 承認送信事業者が酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、契約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者<sup>（注）</sup>との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること</p> <p>（注）手続委託型輸出酒類販売場については、その販売場に係る承認免税手続事業者でも認められます。</p>

#### （参考）承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ



#### ② 承認送信事業者が提供した酒類購入記録情報の保存等

承認送信事業者は、契約した輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、その提供した酒類購入記録情報又はその酒類購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を、その輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供し、又は交付しなければならないこととされました。

また、承認送信事業者は、輸出酒類販売場ごとに、提供した酒類購入記録情報を整理し、酒類購入記録情報の提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は酒類購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならないこととされました。

これらの購入記録情報の保存方法は、P3「2 改正後の免税販売手続 ④ 酒類購入記録情報の保存」と同様です。